



水保通信

第 13 号 行
編 集 ・ 発 行
水保まちづくり 広報部
平成10年3月16日 発行

水保まちづくりの推進会議

― 各部署の現状と活動報告 ―

平成9年度もあと残りわずかとなってまいりました。
平成8年度に『水保集落落宮農工ジョン』から『水保まちづくり推進会議』と改称され再スタートした組織も、健康福祉部が新設されて、6部会となり、各部署とも活発な活動が行われています。
年度末を機に、各部署の現状と活動を報告します。

【宮農部会】

宮農部会は、昨年度より引き継いだ案件について、①ますますきびしくなる農業情勢、②物余りの続く中で米在庫の過剰、③輸入自由化のおおりに受けた価格の低下等、農業収入に大きく影響を及ぼしている今日であることを十分見極めながら検討しているところであります。
内容としては、
①今後と続くであろう米の減反及び集団化
②無駄な農機具の投資を押しさえ、省エネルギー化でうまくライスマイトを利用
③農業組合（実行組合）管理の精



米施設の精米機の老朽化が進んでおり、今後の利用運営について3点を主として検討しているところ。中々、昨年会員皆様よりアンケートをいただいたおかげで、その内容について現在検討を行っているところ。減反については、本年25・44%の指示があり、場所については既に実施していただいた所であり、作物は麦、レンゲ、大豆等となっております。部会も以前同様今後ますます活動していく所存です。

【環境整備部会】

活動方針及び報告
①野洲川河川敷整備（風景公園）に伴う地域内整備
②農村下水道完成後の環境整備
③その他集落内整備計画
野洲川河川敷跡地について平成10年4月下流（美崎町）より3年計画で堤防の切り下げ工事が行われる。
・下水道完成後の生活排水の取組で現在の排水路を調査し、水の流れを把握、また、改善地区を検討した結果、井戸ポンプ設置について大きく次の二つが考えられる。
◇西町地区ポンプ新設
市の補助金により年度内に設置
◇上町地区ポンプ場の整備と送水方法により具体化するため
次年度に実施する計画で検討
・河川敷（堤防上）ゴミの不法投棄、防犯灯の点検、去る12月21日に部員と自治会によりゴミの回収を実施、今後は美化運動の一環としての展開を考えている。

【研修部】

私たち研修部員は、「いのち人權生き方を育む町」をテーマとして、差別のないまちづくりをめざし同和研修の継続として、守山市同和教育研究大会において水保町の取り組みを発表しました。

また、青少年教育育成問題については、子どもが素直な心と健康な体で成長できるように願って活動しております。「箸よく盤水を回す」の言葉の如く、私たちは小さな事から始め町民一体となつて、わがまち『水保』がテーマ通りの誇れるまちづくりをめざしております。
なお、去る2月28日（土）には、水保集落センターにおいて、浪速少年院 統括専門官齊藤恵先生を迎えて「青少年育成について」をテーマに講演会を開催しました。

【健康福祉部】

少子高齢化が急速に進む中で、みんなが幸せを感じる水保町を構築していくためには、健康福祉の進め方を検討する必要があります。健康福祉の進め方を検討する必要があると思われ。このことから現在部会では、守山市社会福祉協議会の指導を受けながら、地域福祉の進め方を検討しているところ。今後、町民の皆様に対して、これからの福祉のあり方についての勉強会、研修会を計画していきたいと考えておりますので、ご協力いただきますようお願いいたします。これからの福祉は、みんなで助け合うこと、互助共生の気持ちが大切であるといわれています。
お年寄りを対象にした「水保サロン」については、年4回の計画で3回実施してきました。3月には（3月26日）もう1回実施する予定です。特に今年度、ボランティアを募集し、現在16名の方が健康推進員と共に活動をしていただいております。今後とも、部会の活動に対してご協力とご支援をよろしく願います。

【文化部】

本年も自治会の年中行事、歴史文化の研究と行事への取り組み等について課題をいただきました。毎年自治会としての代表的な事

業である夏祭り運動会を中心に部会内でもより充実したものにするための建設的なご意見を賜りました。
夏祭りにおいては、中学校PTA地区別懇談会のご意見を受け、中学生の地域への参加が話題となりPTA役員の皆様方のご理解を得、また中学生諸君の積極的な協力をいただき、模擬店の一部を担当していただきました事は、特筆すべき事の一つであると思っております。
運動会については、町民が全員参加できる方法の一つとして、各ご家庭に最低一枚以上の万国旗を作成していただき、各町のテントを中心に掲揚できました事は当日止むを得ず出席できない方々にも違った形で参加いただけ、例年になく雰囲気があったものと思われま

また、プログラムの中で老人と子どもが一体となって競技できたことや、親子レースを取り入れていただいた事は、今後の方向づけとして考えていかなければならぬ競技種目の一つであると感じました。
水保町内においても、高齢化と少子化の進む中で、水保町のよき文化や歴史を学び、後世に残すべからぬ事業を考慮していかなければならないようにも感じておりますので、皆様方のご意見等をお寄せいただけますようお願いし、この一年間のお礼とさせていただきます。

【広報部】

水保通信「コスモス」を年3回4回発行し、自治会の動向、各種団体の活動や「健康」等をテーマにした広報部独自の記事を、町民の皆様方に分かりやすくお伝えしています。
また、臨時にアンケートを実施し、町民の皆様方の「生の声」を取り入れ、ニーズにあった記事を作成せられるよう努力しています。

気をつけよう!

悪徳商法

お年寄りや若者を狙った悪徳商法による被害が増えています。業者の「悪質な手口」を知り、被害防止に役立ててください。

どんな悪徳商法が?

● **呼び出し (フライングセール)**
突然はがきや電話で「あなたに海外旅行が当選しました。〇〇人から選ばれた幸運な人になられました。詳しくお話しします。」などと言って喫茶店等へ呼び出し、強引にかつ巧みに高額の学習教材等の購入契約を結ばせてしまう商法です。

● **学習教材、着物、装飾品、レジャー・会員権など**

● **偽造 (S.F.)**
安売り名目で集会場等に人を集め、洗剤等の日用雑貨品を早いもの順で安値で販売しながら会場を熱狂的に盛り上げ、参加者を一種の催眠状態にして高額の羽毛布団などを売りつける商法です。

● **電気治療器、羽毛布団、健康食品など**

● **修繕**
「シロアリがいてこのままでは家が腐ってしまう」とか「トイレの換気扇をこのままにしておけば漏電して火事になる」などと、不安を募らせてシロアリ駆除作業をしたり換気扇等を販売する商法です。

● **トイレファン、防蟻工事、壁工事など**

● **申込みしていないのに勝手に商品を送り付け商品代金を請求してくる商法です。**

● **雑誌、ビデオ、アクセサリー等**

ギョウザセールス

駅前や商店街で「〇〇に興味がありますか、アンケートに答えてください」とか「お肌の無料診断をしています」等と話しかけ少しでも興味を示すと喫茶店などに誘い、言葉巧みに高額の化粧品や健康食品等を売りつける商法です。

● **エステティック、化粧品、健康食品、レジャー・会員権など**

マルチ

鍋や洗剤などを買って会員となり、知り合いなどの新しい会員を紹介すればマージンが入ると言って商品を買わせ、会員を増やす商法です。

● **鍋、布団、化粧品、洗剤、多機能電話機、浄水器、健康食品など**

悪徳

「あなたの家には悪霊がとりついている」とか「あたりがさせ、高価な壺や印鑑等を買わせたり、法外な折袴料を要求する商法です。」

● **印鑑、壺、石など**

現物

金などを売り付けたのちに「預けてくれたら利息を付ける。」「高値で買い取る。」等として預かり契約を結び、実際には契約数に見合う現物をもっていないような商法です。

● **金、ゴルフ会員権、宝石類など**

かた

「消防署の方から消防器の点検にきました」と、「郵便局の指導でこの表札を取り付けることになりました」などと官公署などから来たかのようなまぎらわしい言い方と服装で商品売り付ける商法です。

● **消火器、表札、ガス警報器など**

このほか、資格(士)商法、内職商法や証券取引商法など様々な商法があります。

被害にあわないための十箇条

- (第一条) 何の用? しつかり聞こう身分と物件
- (第二条) おかしいと思う時はドアを開けない
- (第三条) 儲かります そんな言葉に「ご用心!」
- (第四条) あやしいぞ 人のふところ聞く業者
- (第五条) 勇気だし きっぱり言おう 「いりません!」
- (第六条) しつこいな そんな相手は 110番
- (第七条) 迷ったら 一人で悩まず まず相談
- (第八条) サインした 後でしまった もう遅い
- (第九条) 契約は してもお金は後払い
- (第十条) あなた自身です! 自分の財産守るのは

訪問販売法の豆知識

◎訪問販売法の規制対象は?
訪問販売、通信販売、電話勧誘販売及びネガティブオプションなどそれぞれに規制があります。

◎どんな規制があるの?
規制の対象によって、やや規制が異なりますが、概ね次の事項です。

- 氏名、名称、商品等の種類の告知義務、書面の交付、広告における表示事項、クーリングオフ制度など
- クーリングオフとその期間
- クーリングオフとは、契約を締結した後も一定の条件の下で、消費者から一方的な解約を認める制度で、その期間は、規制の対象に

お知らせ

速野すこやかサロンへ

わがまち水保町において、80歳以上の方を対象に「水保サロン」が開催されています。参加された皆様には楽しんでいただいていることと思います。

このような行事が速野学区を対象に「すこやかサロン」として速野会館でも開催されています。速野会館の場合は、毎月第3木曜日午前9時30分より3時まで開催されます。65歳以上の方ならどなたでも参加できます。

毎月一日から受付が行われており、速野会館へ申込みをさせていただきます。(電話で申込みをさせていただきます。会費600円は参加された時納めてください。)速野会館で思わぬ幼なじみにも出会い懐かしく話に花を咲かせ友達の輪を大きく広げてみませんか。4月は22日(木)に開催されます。お友達を誘って参加されてはいかがでしょうか。

(健康福祉部会)

訪問販売

より異なります。

● 書面を受領した日から8日間

● 電話勧誘販売：書面を受領した日から8日間

● 連鎖取引販売：契約締結書面を受領した日等から20日間

ネガティブオプション

商品の送付のあった日から14日間

書面交付とは

訪問販売では、訪問販売業者等は、商品、サービス等の勧誘・契約時に一定の内容を記載した書面を交付しなければなりません。訪問販売業者等から商品を買ったのに書面を出さない場合は法律違反の可能性が高いので要注意です。

任期満了によせて

春寒の候、会員の皆様方には益々ご清米のこととお慶び申し上げます。

さて、私たち自治会役員も就任以来早や二年の歳月が流れ、いよいよ任期満了の時を迎えることができました。振り返りますに、その間、「水保まちづくり推進会議」を中心に会員の皆様には格別のご指導ご協力をいただき、充実した自治会運営ができたことをこの上なき慶びと心より感謝申し上げます。

まちづくり組織と自治会運営が一つになった姿と実践こそ、水保町の生き方であり、この姿が定着したことが将来の水保をつくる大きな基礎であると確信し、水保町の未来に大きな期待を抱きながら繁栄を祈りつつお礼のごあいさつといたします。

赤ちゃん紹介

水保町で平成8年12月までに誕生された赤ちゃんです。これからよろしく!!

5月	今井翼	6月	今井美咲	7月	西村昂	8月	西山武伸	9月	西村清宏	10月	今井美咲	11月	今井翼
	勝詩・淳		剛・一美		昌彦・美穂		英樹・理公		清継・公美		孝男・麻子		文章・珠
	浩之・敦子				貴之・曜子		俊次・好子						